



2026年5月19日

各位

上場会社名 積水樹脂株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 馬場 浩志
(コード番号 4212 東証 プライム)
問合せ先 取締役 兼 常務執行役員 財務・IR担当 菊池 友幸
(TEL 06-6365-3288)

取締役の報酬額の改定に関するお知らせ

当社は、2026年5月19日開催の取締役会において、取締役の報酬制度の見直しを行い、2026年6月25日開催予定の第92回定時株主総会に、下記のとおり、取締役の報酬額改定に関連する議案を付議することについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

「取締役の報酬額改定の件」として、株主の皆様以下の内容をお諮りし、ご承認をお願いする予定です。

1. 改定の内容

- ① 当社の取締役の金銭報酬の額について、2007年6月28日開催の第73回定時株主総会及び2024年6月25日開催の第90回定時株主総会において承認いただきました、現行の年額400百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)から、年額300百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)に改定いたしたく存じます。なお、当該金銭報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。
- ② 2024年6月25日開催の第90回定時株主総会において①の金銭報酬の額とは別枠でご承認いただきました、当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬の額及び交付する当社株式数の上限について、現行の年額50百万円以内(うち社外取締役分8百万円以内)、年12,000株以内(うち社外取締役分は年2,000株以内)から、年額150百万円以内(うち社外取締役分10百万円以内)、年38,000株以内(うち社外取締役分は年2,000株以内)に改定いたしたく存じます。なお、以上の改定点を除き、2024年6月25日開催の第90回定時株主総会においてご承認いただいた内容に変更はありません。

		現行		改定後	
		取締役	うち、社外取締役	取締役	うち、社外取締役
金銭報酬	報酬額 (年額)	400百万円以内	50百万円以内	300百万円以内	50百万円以内
非金銭報酬 (譲渡制限付株式報酬)	報酬額 (年額)	50百万円以内	8百万円以内	150百万円以内	10百万円以内
	付与株式数 (年間上限)	12,000株以内	2,000株以内	38,000株以内	2,000株以内

2. 改定の理由

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位と職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行を担う取締役については基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成しています。

今般、取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度において、業務執行取締役への付与数の算定にあたり、予め定める中期的な企業価値・株主価値の成長度等にかかる指標の達成状況に応じた追加付与分を設けることといたします。

一方で、金銭報酬枠については減額することで、取締役の報酬全体における総枠は変えず、株式報酬枠の割合を高めることをお願いするものであります。

3. 改定を相当とする理由等

本議案は、中期業績や株式価値と取締役の株式報酬との連動性を一層高めることで「当社の企業価値の向上と、株主の皆様との価値共有」を一層推し進めることを目的としたものであり、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に従ったものであります。また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、人事・報酬等委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は本資料末尾に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役の員数は8名(うち社外取締役4名)ですが、第1号議案「取締役8名選任の件」が承認可決されましても、取締役の員数(社外取締役含む)に変更はありません。

以 上

【ご参考1】 譲渡制限付株式報酬制度の概要（改定後）

当社は、当社の取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本議案における取締役の金銭報酬枠とは別枠で、取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしております。

本制度に基づき、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権(以下「金銭報酬債権」という。)とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額 150 百万円以内(うち社外取締役分は年額 10 百万円以内)といたします。

また、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について自己株式処分を受けるものとし、これにより自己株式処分をされる当社の普通株式の総数は年 38,000 株以内(うち社外取締役分は年 2,000 株以内。ただし、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として自己株式処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)とします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)とします。また、これによる当社の普通株式の自己株式処分に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といい、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式を以下「本割当株式」という。)を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

取締役は、本割当株式に係る払込期日より3年間から 30 年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2)退任時の取扱い

取締役が譲渡制限期間満了前に、当社の取締役、執行役員その他の当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。その他、本割当株式の全部について、当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合も、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認さ

れた場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考 2】「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の概要

(基本方針)

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位と職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、業務執行を担う取締役については基本報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役については基本報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成するものとし、株主総会決議に基づく報酬総額の範囲内で支給しています。

(基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等に係る内容の決定方針)

取締役の基本報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、役位と職責等に応じた月額報酬を定めるものとし、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとしています。

(業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定方針)

業績連動報酬は短期業績連動報酬と中期業績連動報酬によって構成しています。短期業績連動報酬は、金銭報酬として賞与を毎年一定の時期に支給することとし、業務執行を担う取締役に対して、各事業年度の業績目標達成を通じた企業価値向上へ向けた意欲を引き出すため、営業利益等の当社及び当社グループの重要な業績指標の状況、並びに担当部門の状況等を総合的に勘案し、支給額を決定しています。中期業績連動報酬は、株式報酬として毎年一定の時期に支給することとし、業務執行を担う取締役に対して、中期的な企業価値・株主価値の成長度等に応じて付与数を定め、在任期間中譲渡制限が付された当社普通株式を支給することとしています。

(非金銭報酬の内容及び額または数の算定方法の決定方針)

中長期的な業績向上と企業価値の向上に貢献するインセンティブを付与することにより、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、取締役(社外取締役を含む)に対し、在任期間中譲渡制限が付された当社普通株式を、役位と職責等に応じた付与数を定めて毎年一定の時期に支給することとしています。

(取締役の個人別の報酬等の種類別の割合の決定方針)

業務執行を担う取締役の報酬等の種類別の支給割合については、企業価値の向上に対する責任に鑑み、上位の役位ほど業績に対する連動性が高まる構成としています。

(取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項)

取締役の個人別の基本報酬の額と、業務執行を担う取締役に支給する賞与及び譲渡制限付株式報酬の個人別の支給内容については、人事・報酬等委員会で審議の上、その答申に基づき取締役会において決定することとしています。